

千葉市会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県規則第 2 4 号

千葉県会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

千葉県会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則（令和 2 年千葉県規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2

会計年度任用職員技能労務職給料表級別基準表

職種	職務の級	基準号給	上限号給
技能補助員	1 級	1 号給	1 号給
技能員	1 級	1 号給	9 号給

備考 会計年度任用職員技能労務職給料表の適用を受ける者のうち、本表に記載のない職種については、市長が別に定める区分に従い、職種欄のいずれかの職を適用するものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。